

事 務 連 絡  
令和2年9月15日

各都道府県バス協会 専務理事 様

公益社団法人日本バス協会  
技術安全部長

バス停安全対策の今後の進め方

標記について、今般、国土交通省自動車局旅客課から、別添「バス停安全対策の今後の進め方」のとおり連絡がありました。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対し、周知方お願いいたします。

以上

担 当：技術安全部 田中、横山  
(TEL)03-3216-4015



令和2年9月

旅客課

### バス停安全対策の今後の進め方

1. バス停留所安全性確保対策における安全上の優先度の判定方法について(事務連絡)を発出。
2. 抽出条件に形式上該当したバス停の情報(ハード対策済みの該当可能性情報あり)を合同検討会で共有する。
3. 警察の協力を得てバス停ごとの事故の有無情報を収集し、ランク分けを行う。
4. 関係機関(支局、バス事業者、道路管理者、警察署)において、既にハード対策実施済みと判断されるバス停を除外。(3と同時に作業)
5. 合同検討会名でランク分け後(ハード対策済みを除外済み)のリストを公表。  
<公表までのスケジュール>  
⇒抽出条件に基づく抽出件数が30未満の検討会:令和2年9月末を目途  
500未満の検討会:令和2年10月末を目途  
〃 500以上の検討会:令和2年11月末を目途  
※遅くとも令和2年12月中には、全国すべての検討会の件数を公表。
6. 公表したリストに基づき、支局及びバス事業者が、自治体、警察署、道路管理者、自治会などの関係者とともに、個別のバス停ごとに設置の経緯や道路交通環境の変化・状況を踏まえて安全対策を検討し、方針が決定次第、随時リストをリバイス。
7. 安全対策の実施主体が優先度に応じて安全対策を実施。